

平成29年（ワ）第1380号

保全異議申立決定に対する保全抗告事件

抗告人（債務者） 宮部龍彦

相手方（債権者） 片岡明幸

2017年8月22日

保全抗告答弁書

東京高等裁判所第14民事部 御中

相手方代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 抗告人の抗告を棄却する
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする
との裁判を求める。

第2 申立の理由に対する答弁

1 原告人の保全抗告理由書の第1項に対する認否・反論

原告人は、原決定に対し「原決定は法律及び憲法解釈の誤りがあるのみならず、原決定自体が差別文書であり、差別決定であり、重大な人権侵害を行っている」「原決定こそ差別文書であり、債権者こそが差別者なのである」などと主張するが、失当であり、全て争う。

原決定は、現在もなお残る部落差別の現状や、過去に発生した部落地名総鑑事件などの身を切られるような人権侵害事例の発生とその防止策を踏まえて適切な判断をしており、原告人の主張こそ、支離滅裂であり、完全に失当である。

2 原告人の保全抗告理由書の第2項に対する認否・反論

原告人は、「原決定は債権者が具体的に損害を被ったという事実を全く示しておらず、債権者が「被差別部落出身者」であるということと、「嫌な思いをした」という感情論のみを拠り所としている」などと主張するが、失当であり、全て争う。

原決定はそのような理由で原告人による異議申立てを斥けたのではないことは明白である。

3 原告人の保全抗告理由書の第3項に対する認否・反論

原告人は、「原決定は「債権者は、まさしく全国部落調査データに記載されている地区の一つの出身であることを述べている」…というが、債権者が最後の審尋が終わる間際になって急いで提出した陳述書（甲17）では具体的な地名は伏せられている。それでも裁判官が「まさしく全国部落調査データに記載されている地区の一つの出身」と言い切れるなら、原告人の知らないところで債権者が裁判官に対して具体的な地名を伝えたか、別の情報から判断したということである」などと主張するが、失当であり、全て争う。

原決定は、甲17号証をはじめとする関係資料から適切に事実認定を行っただけであり、「原告人の知らないところで債権者が裁判官に対して具体的な地名を伝えるなどということは、原告人による「妄

想」の類である。

4 原告人の保全抗告理由書の第4項に対する認否・反論

原告人は「実際、債務者は●●を訪れて確認した」（*保全抗告理由書では「●●」部分には具体的な地名が記載されているが、本件の特徴及び原告人が裁判関係の資料をインターネット上で公開し、ときにネットオークションで販売するなどの行為を執拗に行っている事情に鑑み匿名記載とする）などと主張するが、失当であり、全て争う。

原告人が事前の了承も得ずに相手方（債権者）の親族関係先を訪問したのは事実であるが、本件に関する資料について検討しても、訪問先が相手方（債権者）の親族であることが判明する資料は存在しない。また、当該親族は部落解放運動関係の役職者ではない。

相手方は、原告人がなんらかの手段で自らの親族関係を調査し、親族の住所地を探り当てた上で、突然押しかけるという行為に出たことに対し、甚大な憤りを覚えている。

なお、本件に関しては東京地方裁判所で本訴が続行中であるが、相手方は、今回の件などを理由として原告人に対する慰謝料の請求額を増加させることを予定していることを付言する。

5 原告人の保全抗告理由書の第5項に対する認否・反論

- (1) 原告人は、原決定が相手方作成にかかる陳述書（甲17号証）を措信したことに反発し、「(相手方作成の陳述書が)「十分に信用性がある」と言うのであれば、…債務者の言い分も聞くべきである」などと主張するが、完全に失当であり、全て争う。

原決定は、原告人による主張及び疎明資料をも検討材料とした上でその判断を行っていることは当然であり、その意味で、原決定は「債務者の言い分」を十二分に「聞いて」判断しているのである。

主張の機会も疎明の機会も十分に与えられた原告人は、泣き言を言うべきではない。法律的に反論すべきである。

- (2) 原告人は、「部落であればそれは「被差別」であるという考

えは間違いである。…このように、差別の対象となるかどうかは周囲や本人の気持ちの持ち方一つであって、誰が「被差別」だと決め付けることはできない」などと主張するが、失当であり、全て争う。

原告人がいかに強弁しようとも、原告人が「地名総鑑の原点」などと銘打って出版を強行しようとし、インターネット上でそのデータをばら撒いた『全国部落調査』に記載されている地域名が、単なる「集落」を意味する場合の「部落」ではなく、いわゆる「被差別部落」を意味することについては、『全国部落調査』という資料名称やその体裁・内容から明らかであって、原告人の主張は全くの詭弁である。

原告人は差別を生じる原因について「周囲や本人の気持ちの持ち方一つ」などと決め付けているが、かかる主張は、「本人の気持ち」に差別される原因があるとするものであって、原告人の根深い差別意識を表して余りある。本人が強固に差別を許さない気持ちを持っている場合であろうが、差別につき何の見識も有しない場合であろうが、心無い人の言動により差別は生じるのであって、「本人の気持ちの持ち方一つ」により差別対象にならないなどとする、原告人による主張の悪質さは際立っている。

- (3) 原告人は「全国部落調査の掲載地区を「被差別部落出身者」と認定した原決定は、公のものとなっているそれらの情報を「被差別部落出身者のリスト」に変化させるものである。原決定は、言わば「部落地名総鑑」を作ったのである」などと主張するが、失当であり、全て争う。

原告人は、非常に独自かつ珍妙な主張を行っているが、原決定について「部落地名総鑑」を作った」と理解する者は、ひとり原告人のみであることは誰の目にも明らかである。

なお、原告人は「公のものとなっているそれらの情報」などと言いながら、『全国部落調査』記載の情報は原告人がインターネット上で当該情報をばら撒くまで一般には流通していなかったことは明らかであり、それをあたかもすでに一般化した情

報であるかのように「公のものとなっている」などと嘯く原告人の主張の悪質さは、ここでも際立っている。

6 原告人の保全抗告理由書の第6項に対する認否・反論

原告人は、原決定が「同和地区 Wiki」の掲載された記事内容については、常日頃から十分にチェックし、把握していた」と判断したことに対し「裁判官の想像に過ぎず何ら疎明は行われていない」などと主張するが、失当であり、全て争う。

原決定は、原告人が『同和地区 Wiki』に掲載した情報に関して仮の削除を命じる仮処分決定が発令された前後の状況に関する疎明資料を十分に吟味の上、判断に至っている。「裁判官の想像に過ぎない」などと主張する原告人の思考回路は、「自分にとって不利な判断はすべて根拠がなかったことにする」というものであり、稚技に属する駄論である。

7 原告人の保全抗告理由書の第7項に対する認否・反論

原告人は、原決定が「差別意識や差別的言動を撲滅しようとしてきた国家やこれに沿う活動をしてきた個人や組織の長年の努力」と判断したことなどに対し、「現実とは全くそうではない」「国家は「部落差別が存在する」ということを既成事実として漫然と「行政の継続性」として前例踏襲しており、解放同盟も、もはや組織の存続自体が目的となっている」などと主張するが、失当であり、全て争う。

当該主張はいずれも原告人の独自の見解である。

8 原告人の保全抗告理由書の第8項に対する認否・反論

原告人は、「しかも、その「差別意識」なるものは、まさに債権者と原決定を下した裁判官が持っているものである」「どこが部落か知られることによって「強い怒りや危機感、恐れを感じる（原決定17頁）とすれば、まさに差別者の思考である」「原決定は、皮肉にも差別意識を持った自称「被差別部落出身者」と裁判官が、偏見と差別を克服した債務者を人格否定しているのである」などと主張するが、失当であり、全て争う。

上記抗告人による上記主張が、常軌を逸した内容であり、論理の体すらなしていないことは一読して明らかである。

9 抗告人の保全抗告理由書の第9項に対する認否・反論

抗告人は、「債権者の目的は、解放同盟の意に沿わない債務者を懲罰すること」であるなどと主張するが、失当であり、全て争う。

相手方は正当な被害回復のために、抗告人に対して本訴を提起し、関連して仮処分や仮差押を申し立てているのであって、抗告人の主張は自分勝手な思い込みを開陳しているものに過ぎない。

以 上